

公務員の年金制度について ～公的年金の基礎知識～

公務員になられた皆さまは、公的年金制度と公務員独自の年金制度に加入しています(いわゆる「3階建ての年金制度」)。年金と聞くと「高齢になったときにもらえるもの」というイメージをお持ちの方も多いと思いますが、年金には3つの種類があり、高齢になったときのほか、障害を負ったとき、組合員が亡くなったとき(遺族に対して)に年金が支給されます。本頁では年金制度の概要を理解していただくため、基礎知識としてご紹介します。詳しくは、公立学校共済組合のホームページをご覧ください。

公立学校共済組合ホームページ



3階建ての年金制度

1	国民年金 (基礎年金)	すべての国民に共通する年金制度で1階部分と呼ばれます。昭和61年4月1日から「国民皆年金制度」が開始され、20歳から60歳までの全国民に加入義務があります。老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金の3種類があります。
2	厚生年金 (被用者年金)	被用者(給与をもらい働く人)に共通する年金制度です。働いていた期間と報酬額に比例した年金が支給されます。国民年金に上乗せして支給されるため、2階部分と呼ばれます。老齢厚生年金、障害厚生年金、遺族厚生年金の3種類があります。
3	年金払い退職給付 (退職等年金給付)	公務員独自の年金制度で、平成27年10月から開始した制度です。新3階部分と呼ばれます。

公的年金(国民年金および厚生年金)の保険料(掛金)は、ご自身の標準報酬月額によって決定され、毎月の給与から控除されます。

参考 給料等支給明細書を見ましょう!

「長期」は年金のことで	長期	厚生年金	〇〇,〇〇〇	厚生年金の保険料
		退職等年金	〇,〇〇〇	年金払い退職給付の掛金

例) 東京都教職員給与システム(学校電算)の給与明細

ねんきん 基礎知識



令和4年4月より地方公務員の年金制度が変わります

「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」が令和4年4月1日から施行されます。これにより、以下の年金制度の変更があります。

- 64歳以下の方について、在職中の支給停止とならない範囲を拡大します。
(在職中の支給停止基準額の変更 28万円 → 47万円)
- 65歳以上の方について、在職中であっても年金額を毎年10月に改定します
(在職定時改定)。
- 受給開始時期の選択肢の拡大
線上げ受給 減額率1月当たり0.5% → 0.4% (対象: 昭和37年4月2日以後生まれの方)
線下げ受給 70歳まで → 75歳まで (対象: 昭和27年4月2日以後生まれの方)

4・5月分の年金は、6月に支給されます。在職中の支給停止額の変更については、6月に届く支払通知でご確認ください。



問合せ先

給付貸付課年金担当

☎ 03-5320-6828

